

事務局に関する細則

第1条 日本農業経済学会の主たる事務局を(株)共立(〒104-0033 東京都中央区新川 2-22-4 新共立ビル 2F)におく。

第2条 この細則の改正は理事会で決定する。

附則

この細則は、2017年12月11日より施行する。

附則

この細則は、2018年4月1日より施行する。